

# 教育委員会定例会会議録

平成30年 5月17日（木）

## 教育委員会定例会会議録

平成30年5月17日午後3時00分教育長神原聡が教育委員会定例会を茅ヶ崎市役所分庁舎5階特別会議室に招集した。

会議出席委員は、次のとおり。

教育長 神原 聡 委 員 赤坂雅裕 委 員 城田禎行  
委 員 豊嶋常和 委 員 伊藤甲之介

2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

教育総務部長 岸 宏司	教育推進部長 中山早恵子
教育指導担当部長 吉野利彦	教育総務課長 小菅信二
教育施設課長 大谷 篤	学務課長 小池吉徳
教育政策課長 坂田 哲	
学校教育指導課長 青柳和富	社会教育課長 石井 亨
小和田公民館担当課長兼館長 山田佳世恵	鶴嶺公民館担当課長兼館長 三浦悦子
松林公民館担当課長兼館長 森井 武	南湖公民館担当課長兼館長 佐藤 勇
香川公民館担当課長兼館長 関 健次	青少年課長 岡本隆司
体験学習施設準備担当課長 仲手川 武	教育センター所長 高橋 励
図書館長 湯澤 さいみ	

3 会議の大要は、次のとおり。

[傍 聴 者 入 場]

午後3時00分開会

○神原教育長 皆様、こんにちは。それでは、ただいまから5月定例会を開催いたします。

日程第1 教委議案第25号平成31年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第1 教委議案第25号平成31年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針について、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。1ページをごらんください。

本日の定例会では、平成31年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針についてご審議いただき、今後の教育委員会におきまして採択していただくこととなります。本日は、そのための採択基本方針についてご提案申し上げます。

2ページをごらんください。平成31年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針を読み上げまして提案にかえさせていただきます。

#### 平成31年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針

茅ヶ崎市教育委員会

教科用図書は、学校教育において主たる教材として使用されるものである。

従って、その採択にあたっては、十分な調査研究を行い、児童・生徒にもっとも適した教科用図書を採択すべきである。

また、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」及び神奈川県教育委員会の「平成31年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」により、採択しなければならない。

以上に基づき、次の方針により、茅ヶ崎市における平成31年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書を採択するものとする。

- 1 茅ヶ崎市における小・中学校教科用図書の採択は、茅ヶ崎市教科用図書採択検討委員会の示す資料等に基づいて協議を行い、種目ごとに一種に決定する。
- 2 特別支援学級教科用図書については、1により決定された小・中学校教科用図書もしくは文部科学省著作の特別支援学校教科書等から適切なものを採択する。
- 3 継続採択年度にあたっては、特別の理由のある場合を除いて前年度採択されたものを採択する。

なお、資料といたしまして、3ページから15ページに神奈川県教育委員会が定めました平成31年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針を添付してございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○神原教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたし

ます。よろしいですか。

特にご意見等がなければ、日程第1 教委議案第25号平成31年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針については、原案のとおり定めることではいかうか。

(「異議なし」の声あり)

○神原教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第2 教委議案第26号障害のある児童・生徒等の就学についての諮問についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第2 教委議案第26号障害のある児童・生徒等の就学についての諮問について、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。16ページ及び17ページをらんください。

学校教育法施行令規則第18条の2の規定に基づきまして、障害のある児童・生徒等の就学について審議を行うため、茅ヶ崎市就学指導委員会に諮問することにつきましてご審議いただきますようお願い申し上げます。

○神原教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第2 教委議案第26号障害のある児童・生徒等の就学についての諮問については原案のとおり諮問することではいかうか。

(「異議なし」の声あり)

○神原教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第3 教委議案第27号平成31年度使用中学校教科用図書採択についての諮問についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第3 教委議案第27号平成31年度使用中学校教科用図書採択についての諮問について、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。18ページをらんください。

本年度は、平成31年度使用中学校、特別の教科道德の教科用図書の採択の年度に当たっております。本案につきましては、19ページにございますように、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項の規定に基づきまして教科用図書の調査研究

を行うため、茅ヶ崎市教科用図書採択検討委員会に諮問することにつきましてご審議いただきますようお願い申し上げます。

○神原教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、特にご意見等がなければ、日程第3 教委議案第27号平成31年度使用中学校教科用図書採択についての諮問については原案のとおり諮問することではいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○神原教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第4 教委議案第28号平成30年度社会教育関係団体及び青少年関係団体への補助金交付についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○社会教育課長 日程第4 教委議案第28号平成30年度社会教育関係団体及び青少年関係団体への補助金交付についてにつきまして、社会教育課長よりご説明申し上げます。資料は20ページから23ページをごらんください。

本案につきましては、本年4月の定例会におきまして、平成30年度の社会教育関係団体及び青少年関係団体への補助金についてご説明を申し上げ、このことについて、社会教育委員の会議に諮問することをご承認いただいております。諮問案につきましては、4月26日に開催されました社会教育委員会会議で審議が行われ、資料21ページのとおり、同日付で、社会教育法に照らし、適正な補助金交付である旨の答申書をいただいております。

そこで、資料22ページの内容のとおり、社会教育関係団体へ補助金を交付するものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○神原教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第4 教委議案第28号平成30年度社会教育関係団体及び青少年関係団体への補助金交付については原案のとおり補助金を交付することではいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○神原教育長 それでは、原案のとおり決めます。

ここで皆様にお諮りいたします。これ以降の議題は人事に関する案件でございますの

で、その性質上、非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○神原教育長 異議なしと認め、非公開会といたします。

恐れ入りますが、傍聴の方はご退席いただきたいと思います。

[傍 聴 者 退 場]

午後 3 時09分閉会